

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年六月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、四〇四
広島市東区	三二、三五四
広島市南区	三七、八〇〇
広島市西区	四九、九二三
広島市安佐南区	六〇、八五八
広島市安佐北区	四〇、九八一
広島市安芸区	二一、二一五
広島市佐伯区	三六、七四九
呉市	六五、六二三
竹原市豊田郡	一〇、二〇四
三原市世羅郡	三一、九六三
尾道市	四〇、〇二八
福山市	一二五、八八七
府中市神石郡	一四、六五二
三次市	一五、三一一
庄原市	一〇、八八八
大竹市	七、九一五
東広島市	四七、六八二
廿日市市	三一、九一六
安芸高田市	八、五五五
江田島市	七、四二二
安芸郡	三一、五五八
山県郡	七、三九三